



鹿屋市高専のぼんぼロボコンがやってくる!!
 昨年、全国高専ロボコン大会で初優勝を果たした鹿屋工業高等専門学校が、ロボコン「ロボロード」の開催に際し、鹿屋市に記念のロボコンを開催します。
【料金】 無料
【その他】 希望者には、健康相談や体脂肪率・腹囲測定を実施します。
【問い合わせ】
 市健康増進課
 ☎0994-41-2110

市町村合併に伴う車検証の住所変更の手続き
 市町村合併後に新住所への変更を希望する場合は、継続車検を行う場合は、自動車検査登録窓口で、手続きを無料で新住所の車検証を交付します。
【問い合わせ】
 鹿屋市運輸支局
 ☎050-5540-2089

「町の保健室」を開催
 日時 11月29日(土) 13時～14時30分
 場所 かのやばら園多目的ホール
【問い合わせ】
 内容 健康相談、健康チェック、血圧測定、身体計測、体脂肪測定、血管年齢測定、握力測定
 看護協会大隅地区公益委員会(垂水中央病院内)
 ☎0994-32-5211

障害者控除及びおむつ代医療費控除について
 障害者控除対象者認定書の交付について
 所得税や地方税では、申告する本人又は扶養親族が「障害者(又は特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。
 また、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の要介護認定(要支援を除く)を受けている人などは、「障害者控除」の対象となる場合があります。
 障害者手帳等の交付を受けている人以外の対象者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。
 詳しくは、お問い合わせください。
おむつ代医療費控除確認書の交付について
 確定申告の際、申告する本人又は扶養親族のおむつ代について医療費控除を受ける人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次の要件に該当する人は「おむつ使用証明書」の代わりに市の交付する「おむつ代医療費控除確認書」の提出が認められています。詳しくは、お問い合わせください。
【問い合わせ】
 市高齢福祉課(1階7番窓口)
 ☎0994-31-1116

「肥満予防講演会」を開催
 日時 11月27日(木) 14時～15時
 場所 市保健相談センター
【問い合わせ】
 内容 演題 体重管理を成功させるための3つのコツ
 講師 浦井 佐和子氏(鹿屋体育大学准教授)

新刊図書のご案内

市立図書館 ☎0994-43-9380

エチュード 今野敏著
 地獄の沙汰も美女次第 横田創著
 ベッドの下のNADA 井上荒野著
 アンダスタンド・メイビー 島本理生著
 お江の方と春日局 植松三十里著
 断捨離 やましたひでこ著
 井戸の中の虎 フィリップ・ブルマン著
 おじいちゃんが、わすれても... 大塚篤子著
 ふしぎの国の誘拐事件 メアリー・ポー・オズボーン著
コミュニティセンター
吾平振興会館図書室 ☎0994-58-6036
 渡辺淳一著

カラスの親指 道尾秀介著
 白銀ジャック 東野圭吾著
 若玉と苔 NHK出版編
 安寿姫と厨子王丸 千葉幹夫著
 給食番長 よしながこうたく作
 たべたのだあれ 五味太郎作
 ともだちごっこ 内田麟太郎作

輝北コミュニティセンター図書室 ☎0994-486-0505
 1Q84 Book3 村上春樹著
 日本人の知らない日本語 蛇蔵・海野風子著
 がばいばあちゃんの勇気がわく50の言葉 島田洋七著
 ダブル・ファンタジー 村山由佳著

串良公民館図書室 ☎0994-63-2623
 おかかん 平田昌広作

猫物語(黒) 西尾維新著
 科学工作図鑑 立花愛子著
 オバケのこならませない! なかがわちひろ作
 七ふくじんとおしょうがつ 山末やすえ作

12月の鹿屋市地区別子牛のせり市結果(売却のみ) 消費税抜価格

地区名	性別	頭数(頭)	平均価格(円)	最高価格(円)	最低価格(円)	平均体重(kg)
鹿屋地区	めす	151	322,086	716,000	204,000	249
	去勢	203	404,512	563,000	200,000	283
吾平地区	めす	48	343,917	651,000	187,000	255
	去勢	57	421,667	569,000	250,000	291
串良地区	めす	166	322,681	696,000	30,000	248
	去勢	217	413,313	631,000	2,000	284
輝北地区	めす	66	351,970	560,000	268,000	270
	去勢	114	443,386	614,000	295,000	293



住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は、届出が必要です。この区域内においては、届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。
 なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。
 また、住居番号の決定を受けた建物については、出入口や門などに「住居表示板」の設置をお願いしており、街区の角(電柱等)には、住居表示が実施されている地区ごとに町名・街区番号を表示した「街区表示板」が取り付けられています。この「住居表示板」や「街区表示板」が破損・紛失又は見えにくくなった場合はご連絡ください。

●対象となる地域
 本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目
 ※アンダーラインは、一部未実施区域を含む。

●届出の種類・時期
 届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。

届出書類	届出時期	届出に必要なもの	届出人
設定届	住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物等を新築したとき(建物完成前でも届出可)	・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)又は字図	建物等の所有者・管理者又は居住者
変更届	すでに住居番号が設定されているが、改築等により変更が必要になったとき	・建物等の出入口がわかる図面 ・敷地に対する建物の配置図	
廃止届	住居表示を設定している建物等を取り壊したとき	・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)	

【問い合わせ・届出先】 市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130